

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月30日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第5号

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例の一部を改正する条例

寒川町緑の保全及び緑化の推進に関する条例(平成5年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。